

エコアクション21

環境経営レポート

(令和4年度版)

運用期間: 令和4年4月～令和5年3月

福岡県弁護士会北九州部会

令和5年5月31日発行

環境経営方針

基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会(持続可能な社会)へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当会の会務、会館の運営等にあたっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

1 二酸化炭素の排出量の削減

節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。

2 廃棄物の削減

分別を徹底してリサイクル率を向上します。

書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。

3 水使用量の削減

節水に努め、水使用量を削減します。

4 環境に配慮した商品等の購入

環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。

5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。

6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。

7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。

8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定

福岡県弁護士会北九州部会部会長 小倉 知子

1. 事業の概要

1) 事業所名 福岡県弁護士会北九州部会

代表者名 部会長 小倉 知子

2) 所在地

北九州弁護士会館 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目4番2号

魚町法律相談センター 福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号5階
(令和5年6月15日、閉鎖予定)

折尾法律相談センター 福岡県北九州市八幡西区折尾四丁目6番16号(折尾 YS
ビル2階)

豊前法律相談センター 福岡県豊前市大字八屋 2013-2
(令和5年4月1日、福岡県豊前市大字吉木955に移転)

3) 環境管理責任者

環境管理責任者 城戸幸一郎

環境管理担当者 部会事務局 梶原英美子

連絡先 電話093-561-0360

FAX093-582-0410

4) 事業内容

弁護士及び弁護士法人の指導, 連絡及び監督に関する事務(弁護士法 31 条)
法律相談サービスの提供

5) 事業規模

	北九州弁護士会館	魚町法律相談センター	折尾法律相談センター	豊前法律相談センター
従業員数	5名	3名	1名	1名
延床面積	1095.35 m ²	26.07 m ²	44.25 m ²	39 m ²

6) 事業年度 4月1日~3月31日

7) 認証・登録の対象範囲(組織・活動)

福岡県弁護士会北九州部会の, 北九州弁護士会館, 魚町法律相談センター,
折尾法律相談センター及び豊前法律相談センター

2. 当年度及び中長期環境経営目標

環境目標	単位	令和2年度 (基準年度)	令和4 年度 目標	令和5 年度 目標	令和6 年度 目標	令和7 年度 目標
二酸化炭素 排出量の 削減	Kg-CO2	35,828	35,469 以下 (1%削減)	35,111 以下 (2%削減)	34,932 以下 (2.5%削減)	34,824 以下 (2.8%削減)
電力使用量 の削減	kWh	71,945	71,225 以下 (1% 削減)	70,506 以下 (2% 削減)	70,146 以下 (2.5% 削減)	69,930 以下 (2.8% 削減)
廃棄物 総排出量 の削減	kg	671	671 以下 ¹	671 以下	671 以下	671 以下
水使用量 の削減	m ³ /人 (部会員 一人当たり 使用量) ²	0.69	0.82 以下 (15%)	0.81 以下 (16%)	0.80 以下 (17%)	0.79 以下 (18%)
グリーン購 入 の推進 (事務用 品)	新たに購入を 開始した 環境ラベル商品 の種類	6	6	6	6	6
環境問題に 関する 提言・ 啓発活動	会員・一般市民 を対象とした 提言・啓発活動 の回数	5	5	5	5	5

※環境目標策定における電力の二酸化炭素実排出係数は、ミツウロコの平成27年度の排出係数
0.498(kg-CO2/kwh)を用いた。

¹ 会員数の増加を見込み実質的に削減

² 令和3年度作成の環境経営目標より、水の使用量については、一人当たり使用量で環境目標を設定することに変更。基準年度目標値は、令和2年4月1日時点の会員数で除した一人当たり使用量の数値である。

3. 当年度の環境経営計画

(1) 二酸化炭素総排出量(電気使用量)の1%削減

取組目標	活動項目
電力使用量の削減	<p>(1) エアコンの設定温度を決めた上で(夏季 28 度、冬季 22 度)、事務局と連携を取り実行する。エアコンの利用が不要と考えられる時期は、原則エアコンの運転停止とすることも検討する。</p> <p>(2) 夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・プリンター等の主電源を切る。</p> <p>(3)エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。</p> <p>(4)使用していない部屋の電気を切る。</p> <p>(5)電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り(具体的な行動の要請を意識したもの)</p> <p>(6)特定電気事業者からの電力購入継続</p> <p>(7)web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進</p> <p>※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。</p>

(2) 廃棄物総排出量につき基準年の数値を維持(会員数の増加を見込み実質的に削減)

取組目標	活動項目
一般ごみの削減	<p>(1) 両面・集約コピー、裏紙活用、文書の簡素化等によって、より一層のよって、より一層の紙使用量の削減に努める。特に、再生紙利用についてはさらなる利用を促す。</p> <p>(2) 打合せや会議において、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に努める。</p> <p>(3)web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進により会議に使用する紙を削減する。</p> <p>(4) 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。</p> <p>(5) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を推進する。</p> <p>(6)弁護士会業務関連文書の削減のため、メール等の電子媒体の利用への切り替えを促進する。</p>

(7)各委員会配布文書について、ペーパーレス化の取組状況を確認する。
 (8)多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても、紙媒体での配布の必要性等を検討する。
 ※上記(1)～(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。

(3) 水使用量の削減

取組目標	活動項目
節水活動	(1) 水を出しっぱなしにしない。 (2) 節水活動の注意喚起のラベル貼り。 (3)(2)の徹底・強化 (4)部会館全階の大便器について節水型トイレへの切替え

(4) グリーン購入の推進

取組目標	活動項目
環境ラベル商品の購入	(1) 日常的に大量消費する事務用品6種類を環境ラベル商品へ切り替える。 ※各法律相談センターにおいても、切替えた環境ラベル商品を使用する。

(5) 環境問題に関する提言・啓発活動

取組目標	活動項目
部会員・一般市民の環境問題に対する意識の向上	(1) 部会員メーリングリストを通じて、クールビズやウォームビズに関する情報を積極的に提供する。 (2)特定電気事業者(ミツウロコ)からの電力購入開始をHP上で引き続き一般市民に発信する。 (3)一般市民を対象に、各法律相談センターにてEA21の制度内容・当会の取組を発信する。 (4)部会広報物のペーパーレス化促進。 (5)部会集会等を通じて、EA21の取組内容・成果や、ペーパーレスのアイデア等を積極的に報告・発信する。

4. 目標の実績

R4.4 から R5.3 目標の実績

項目	単位	令和2年度 (基準年度)	令和4年度 (同4月～ 令和5年3月) 12か月の目標	令和4年度 (同4月～ 令和5年3月) 12か月の実績	目標の 達成率
二酸化炭素 排出量 ³	Kg-CO2	35,828	35,469 以下	36,652 ⁴	96%
電力使用量	kWh	71,945	71,225 以下	73,600	96%
廃棄物の 排出量	kg	671	671 以下	875.5	76%
水使用量	m ³ (部会員 一人当たり 使用量)	0.69	0.82 以下	0.476 ⁵	172%
グリーン化商品 の購入推進	種類	6	6	6	100%
環境問題 に関する 提言・啓発活動	件	5	5	5	100%

³ 当会は平成28年1月1日よりミツウロコからの電力購入を開始しており、電力の二酸化炭素排出係数は、ミツウロコの H27 の排出係数 0.498 を用いた。なお、電力使用量については、各法律相談センターも含んだ数値である(ただし、豊前法律相談センターは、電気料金が家賃・共益費込であるため、測定不能)

⁴ なお、当会は令和4年10月から株式会社 U-POWER より電力を購入しており、同社の R3 年度の排出係数は 0.000491 (t-CO2/kWh) である。もともと、年度途中の変更であり、当年度の基準の画一化という観点から、当年度はミツウロコの排出係数に従って算出している。

⁵ 令和4年度4月～3月の水使用量(合計)は 108 m³ であり、同数値を R4.4.1 現在の部会員数 227 名で除した一人当たり使用量が上記表中の数値となる。

5. 環境経営計画の取り組み結果とその評価

5-1 二酸化炭素排出量の削減(電力使用量削減)

令和4年4月～令和5年3月(令和4年度)は、二酸化炭素排出量の削減目標を35,469kg-CO₂以下(基準年度の1%以下)としたが、実績は36,652kg-CO₂の排出となり、目標を達成することができなかった(基準年度に比べ約3%の増加)。また、電力使用量自体についても、目標値であった71,225kWh以下(基準年度の1%以下)に対して、実績は73,600kWhの使用となり、目標を達成することができなかった(基準年度に比べ約3%の増加)。もっとも、別表記載のとおり、平成31年度から前年度まで排出量及び使用量が増加傾向にあったのに対し、令和4年度は前年度から約5%削減することができた。

令和4年度の各月における実績を見ると、目標を達成できていない期間が7～8月、12～3月と夏季及び冬季となっている(12～3月については達成率70%を下回っている)。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況が収束しつつあり、当部会において令和4年10月に開催した九州弁護士会連合会定期大会(九弁連大会)の準備のために会議が多数実施されるなど、会館における弁護士会活動が前年度からさらに活発となった。

二酸化炭素排出量及び電力使用量の削減が目標未達成であった要因として、この九弁連大会の準備に際して、冷暖房の利用時間、温度設定につき管理が不十分であったことが挙げられる。

5-2 廃棄物の排出量削減

令和4年度は、廃棄物の排出量の数値目標を671kg以下としたが、実績は875.5kgとなり、目標を達成することができなかった(目標値に比べ約30%の増加)。

令和4年度の各月における実績を見ると、目標を達成できていない期間が4～8月、11～3月である(4～8月、12、3月については達成率70%を下回っている)。排出量の削減が目標未達成であった要因としては、上記のとおり、当部会において令和4年10月に九弁連大会を開催するにあたって、会議を多数実施するなど約1年間にわたって準備をしておき、その際の資料として紙の使用が増えたと考えられる。

5-3 水使用量の削減

令和4年度は、水使用量の数値目標を部会員一人当たり0.82m³以下としたところ、これに対して、一人当たり使用量の実績は0.476m³に留まり、目標値と比べ172%を達成することができた。エコアクション21導入以降取り組んできた節水の呼びかけに加え、令和3年度に行った弁護士会館全体の大便秘器の節水型トイレへの切り替えが目標達成の大きな要因になっていると考えられる。

5-4 グリーン化商品の購入推進

6. 次年度の環境経営計画

(参考) 令和5年度の環境経営目標

環境目標	単位	令和2年度 (基準年度)	令和5年度 目標
二酸化炭素 排出量の削減	Kg-CO2	35,828	35,111 以下 (2%削減)
電力使用量 の削減	kWh	71,945	70,506 以下 (2%削減)
廃棄物 総排出量の削減	kg	671	671 以下
水使用量の削減	m ³ /人 (部会員一人 当たり使用量) ⁶	0.69	0.81 以下 (16%)
グリーン購入の推進 (事務用品)	新たに購入を開始した 環境ラベル商品の種類	6	6
環境問題に関する 提言・啓発活動	会員・一般市民を 対象とした 提言・啓発活動の回数	5	5

(1) 二酸化炭素総排出量(電気使用量)の2%削減

取組目標	活動項目
電力使用量の削減	(1) エアコンの設定温度を決めた上で(夏季 28 度、 冬季 22 度)、事務局と連携を取り実行する。エアコ ンの利用が不要と考えられる時期は、原則エアコ ンの運転停止とすることも検討する。

⁶ 令和3年度作成の環境経営目標より、水の使用量については、一人当たり使用量で環境目標を設定することに変更。基準年度目標値は、令和2年4月1日時点の会員数で除した一人当たり使用量の数値である。

	<p>(2) 夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・プリンター等の主電源を切る。</p> <p>(3)エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。</p> <p>(4) 使用していない部屋の電気を切る。</p> <p>(5)電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り (具体的な行動の要請を意識したもの)</p> <p>(6)特定電気事業者からの電力購入継続</p> <p>(7)web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進</p> <p>(8)省エネ性能の高い空調設備への切替え</p> <p>※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。</p>
--	---

(2) 廃棄物総排出量につき基準年の数値を維持(会員数の増加を見込み実質的に削減)

取組目標	活動項目
一般ごみの削減	<p>(1) 両面・集約コピー、裏紙活用、文書の簡素化等によって、より一層の よって、より一層の紙使用量の削減に努める。特に、再生紙利用についてはさらなる利用を促す。</p> <p>(2) 打合せや会議において、ホワイトボードやプロジェクター、電子デバイスの利用により、ペーパーレス化に努める。</p> <p>(3)新設されたグループウェアシステムの活用 ・web 会議の方法による弁護士会執行部関連会議・各種委員会開催の促進により会議に使用する紙を削減する。</p> <p>(4) 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。</p> <p>(5) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を推進する。</p> <p>(6)弁護士会業務関連文書の削減のため、メール等</p>

	<p>の電子媒体の利用への切り替えを促進する。</p> <p>(7)各委員会配布文書について、ペーパーレス化の取組状況を確認する。</p> <p>(8)多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても、紙媒体での配布の必要性等を検討する。</p> <p>※上記(1)~(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。</p>
--	---

(3) 水使用量の 3%削減

取組目標	活動項目
節水活動	<p>(1) 水を出しっぱなしにしない。</p> <p>(2) 節水活動の注意喚起のラベル貼り。</p> <p>(3)(2)の徹底・強化</p>

(4) グリーン購入の推進

取組目標	活動項目
環境ラベル商品の購入	<p>(1) 日常的に大量消費する事務用品6種類を環境ラベル商品へ切り替える。</p> <p>※各法律相談センターにおいても、切替えた環境ラベル商品を使用する。</p>

(5) 環境問題に関する提言・啓発活動

取組目標	活動項目
部会員・一般市民の環境問題に対する意識の向上	<p>(1) 部会員メーリングリストを通じて、クールビズやウォームビズに関する情報を積極的に提供する。</p> <p>(2)特定電気事業者(株式会社U-POWER)からの電力購入を行うメリットを HP 上で一般市民に発信する。</p>

- (3)一般市民を対象に、各法律相談センターにてEA21の制度内容・当会の取組を発信する。
- (4)部会広報物のペーパーレス化促進。
- (5)部会集会等を通じて、EA21の取組内容・成果や、ペーパーレスのアイデア等を積極的に報告・発信する。
- (6)鞆の浦地区景観の視察と景観保護の検討

令和4年度は、電力使用量及び廃棄物の排出量に係る環境目標を達成することができなかったが、その他の3項目に係る数値目標は達成できた。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染の収束につき、前年度からさらに一定程度進む一方で、当会において九州弁護士会連合会の定期大会を開催し、当会の部会員の相当数が約1年間にわたって準備に携わるなど、弁護士会館における活動が非常に活発に行われ、また、準備及び会議の実施にあたっての資料として大量に紙が使用された。令和4年度における環境目標の達成について、こうした事情が影響していることは明らかである。

弁護士会における会議の開催方法やその際の資料の準備方法については、引き続きweb会議やペーパーレスを呼び掛けていきたいが、弁護士会活動の活性化という観点から一定の限界がある。もっとも、感染拡大時に弁護士会館の利用が減少していたことに伴い、従前行っていた節電や節水に関する呼びかけにつき、弁護士会館の利用が増加するに際し、改めて行う必要がある。

以上を踏まえ、令和5年度の行動計画としては、環境へも配慮するよう、会館利用者に積極的に呼びかけをすることを重視していきたい。

また、電力を購入する事業者につき、令和4年10月にミツウロコから二酸化炭素の排出係数がより少ないU-POWERに変更となり、令和5年度はCO2の排出量の減少が見込まれる。加えて、現在、弁護士会館における空調設備の全面更新を実施しており、最新の省エネ性能を有する空調設備への切替えが行われ、電力使用量の大幅な削減が見込める。

その他の削減項目やテーマについても、エコアクション委員会を中心に、部会事務局とも内部コミュニケーションを深めて、削減効果の高い取組を検討・実施したい。

さらに、環境問題に関する提言・啓発活動についても、活動内容及びその実施時期を年度初期にある程度確定させ、計画的に実施できるよう対応したい。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果違反はなかった。なお、関係当局より違反の指摘、利害関係者からの訴訟もこれまでに一切なかった。

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

当会では、令和4年度も各自が役割に応じて環境経営計画を実行に移し、環境への負荷の低減に努めた。その結果、令和4年度の環境経営計画に基づく各種取組みを十分に達成し、また電力使用量及び廃棄物の排出量を除く環境目標について、目標数値を達成することができた。

水の使用量については、当会の部会員が年々増加している事情に照らし、令和3年度より、部会員一人当たりの使用量を基準としたところ、令和3年度より継続して削減することができた。

また、環境問題に関する提言・啓発活動についても、継続して目標を達成することができた。中でも、地域における環境問題である、広谷湿原のラムサール条約登録につき、弁護士会内での活動にとどまらず、関係機関の聴取及び現地視察といった外部での活動を行った点は評価したい。

他方で、電力使用量及び廃棄物の排出量については、目標を達成することができなかった(電力使用量については2年連続)。もっとも、電力使用量については、前年度から約5%削減することができた。

令和4年度は、九州弁護士会連合会の定期大会の準備・運営(事後的な事務作業も含む)のため、弁護士会館の利用及び紙の使用が増えた。かかる事態は、令和4年度特有の一過性のものではあるが、今後、大規模な大会その他企画を実施する際には、上記の反省を活かし、より実践的かつ柔軟な環境マネジメントの取組みに努めたい。

令和5年度は、ハード面での改善点として、会館の冷暖房器具を、より環境負荷の少ない物に更新することを予定していることから、前述のソフト面(冷暖房利用の時間や温度管理の徹底)についても、引き続き注視し、これを徹底してゆきたい。

令和5年5月より、新型コロナウイルスが5類に移行し、これに伴い人の往来・交流等が増え、当会の委員会活動等もより活発になることが予想される。そのようななかであっても、環境負荷の低減を引き続き励行し、あるいはより一層の取組みを通じて、当会の維持・発展と両立してゆきたい。

9. その他の活動

例年実施しているエコツーリズムについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったが、景観保護につき、令和5年7月に広島県の鞆の浦の視察を行う予定である。

以上